

越谷市本庁舎整備審議会公印規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、越谷市本庁舎整備審議会条例（平成24年条例第42号）第1条の規定に基づき、越谷市本庁舎整備審議会（以下「審議会」という。）において使用する公印の規格、取扱い、保管その他公印について必要な事項を定めるものとする。

（公印）

第2条 審議会会長の公印の名称、書体、寸法、用途及びひな形は、次のとおりとする。

名 称	書 体	寸 法 (m m)	印材	個数	用 途	管 守 者
越谷市本庁舎整備審議会会長之印	古印体	方21	木印	1	審議会会長名をもって発する一般文書	総務管理課長

ひな形

越 谷 市
本 庁 舎 整 備
審 議 会
会 長 之 印

2 前項に定めるもののほか、公印の保管、使用その他公印に関し必要な事項については、越谷市公印規程（昭和47年訓令第1号）の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月12日から施行する。